

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 22日

滋賀県知事 殿

提出者

住所 滋賀県野洲市三上2306-7

氏名 中国塗料株式会社 滋賀工場  
工場長 豊嶋 靖之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-587-0488

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中国塗料株式会社 滋賀工場
事業場の所在地	滋賀県野洲市三上2306-7
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業(塗料製造業)
②事業の規模	66億円/年(令和3年度)
③従業員数	95人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>1. 発生源 (1)塗料製造工場 : 塗料製造時の洗浄液、異常品 (2)技術部 : 塗料試作品、試験後の残品 (3)返送品 : 再使用できない製品</p> <p>2. 廃棄物 引火性廃油(引火点70℃未満)</p> <p>3. 委託処理 (1)収集運搬 (2)処理処分 a. 焼却 燃え殻 ①路盤材再利用 ②埋め立て b. 混練 燃料化 (セメントおよび製紙工場向け)</p>

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) (メンバー) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長 滋賀工場長</li> <li>・ 廃棄物処理統括責任者 滋賀管理グループリーダー</li> <li>・ 特管物管理責任者 滋賀管理グループリーダー</li> <li>・ 各職場の責任者 各職場のグループリーダー</li> <li>・ 環境マネジメントシステム事務局</li> </ul>			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	142.964 t	
	(これまでに実施した取組) <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物の分別状態の監視・数量の集計行う。</li> <li>2. 教育訓練 発生する廃棄物の分別・廃棄方法等に不具合が生じた場合 階層別で教育訓練を実施する。</li> <li>3. 廃塗料の有価物化</li> </ol>		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	143 t	
	(今後実施する予定の取組) <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和3年度の廃棄物排出量及び環境管理委員会の決定事項を社員全員に把握させ、削減の意識付けをする。</li> <li>2. 製造の工程を見直し、排出物量の減らす方向に努力する。</li> </ol>		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 種類 引火性廃油</li> <li>2. 取り組み 特別管理産業廃棄物の引火性廃油（引火点70℃未満）と産業廃棄物の廃油（引火点70℃以上）の分別励行。分別による有価物化。</li> </ol>		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 種類 引火性廃油</li> <li>2. 取り組み               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特別管理産業廃棄物の引火性廃油(引火点70℃未満)を引火性塗料と引火性溶剤に分別励行し、特別管理産業廃棄物量を削減させる。</li> <li>2) 引火性溶剤の新規契約による有価物化を推進する。</li> </ol> </li> </ol>		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	142.96 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	131.68 t	
	再生利用業者への処理委託量	11.28 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
1. 電子マニフェストによる厳格な管理 収集運搬から処分に至るまで、的確に管理・監視した。			
2. 現場査察 排出した廃棄物が適切に処分されているか処分場を实地確認した。			
3. 有価物化を明確にし、廃棄物の排出量の削減努力した。			

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油
	全処理委託量	143 t
	優良認定処理業者への処理委託量	143 t
	再生利用業者への処理委託量	50 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組)		
<p>前年度同様に下記取り組みを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マニフェストによる厳格な監視</li> <li>2. 廃棄最終処分場の現場査察</li> <li>3. 有価物化への取り組み</li> </ol>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】（令和3年度）実績	
	<p>特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	142.964 t
(今後実施する予定の取組等)		
電子マニフェストを今後も運用する。		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。